

消費税率改正に伴う使用料等の基本方針について

1 基本方針の定義

令和元年10月1日施行の消費税率改正（8%→10%）に伴う使用料等の基本方針

2 基本方針

- (1) 消費税率改正に伴い維持管理経費が増加することから、増加相当割合を使用料に反映させることとする。
- (2) 増税相当割合の端数（現在の使用料を1.08で除し、その商を1.10で乗じた積）は、10円未満は「切り捨て」とする。
- (3) 各施設の料金設定・利用形態に応じて、最低単位の使用料を基準としているものについては、その使用料に適宜実数を乗じて使用料を算出する。
- (4) 芽室町コミュニティセンター（地域集会施設）については、統一した「㎡単価」を設定する。

3 条例改正予定数 14